



1. 全中貿大阪連盟事務局移転のご案内

全中貿大阪連盟事務局移転のご案内

このたび全国中小貿易業大阪連盟 事務局は、下記住所に移転することとなりました。これを機に、皆様のご期待に沿うよう更に努力をしてみたい所でございますので、今後とも、皆様方の多大なるご協力とご支援、ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

記

業務開始日： 令和元年7月1日(月)

新住所： 〒553-0004 大阪市福島区玉川2丁目13番33号
大洋(株)内

旧住所： 〒559-0032 大阪市住之江区南港南2丁目12番19号
関西運輸倉庫株内

電話番号： (06) 6443-5810 (直通)
(06) 6443-5295 (大洋(株)内)

FAX番号： (06) 6443-7196

E-MAIL： ty55@taiyo-j.co.jp
ty53@taiyo-j.co.jp

事務局長： しかうち しゅんいち
鹿内 竣一

事務局員： あさい みちよ / 桂山 英里奈 以上



2. 日本銀行大阪支店見学会の開催

本年度も、日本銀行大阪支店の見学会を6月4日(火)に実施しました。参加者数は38名(内全中貿会員23名)に上り、2グループに分かれて日銀内部の見学を行いました。

日銀大阪支店は1882年(明治15年)営業を開始、現在の建物の旧館は、有名な建築家である辰野金吾氏の設計で明治36年に竣工しております。日本銀行の役割としては、①発券銀行としての役割、②銀行の銀行としての役割、③政府の銀行としての役割があります。

参加者の方々は皆様熱心に案内係の説明に耳を傾け、特に紙幣の偽造防止の最新技術には高い関心が向けられました。



3. 平成30年 職場における熱中症の発生状況（確定値）について

厚生労働省労働基準局

令和元年5月17日

平成30年 職場における熱中症の発生状況（確定値）について

職場における熱中症予防対策について、平成29年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできております。

平成30年の職場における熱中症の発生状況を見ると、死傷者数は1,178人、死亡者数は28人となっており、前年と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回る結果となりました。また、死亡災害の発生状況を見ると、建設業などの屋外作業を中心に発生しましたが、製造業などの屋内作業においても多数発生しており、これらの中には、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成21～30年）

過去10年間（平成21～30年）の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人と最多であり、その後も400～500人台で推移していたが、平成30年の死傷者数は1,178名、死亡者数は28名となっており、平成29年と比較して、死傷者数、死亡者数いずれも2倍以上に増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成21～30年） (人)

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
150	656	422	440	530	423	464	462	544	1,178
(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(28)

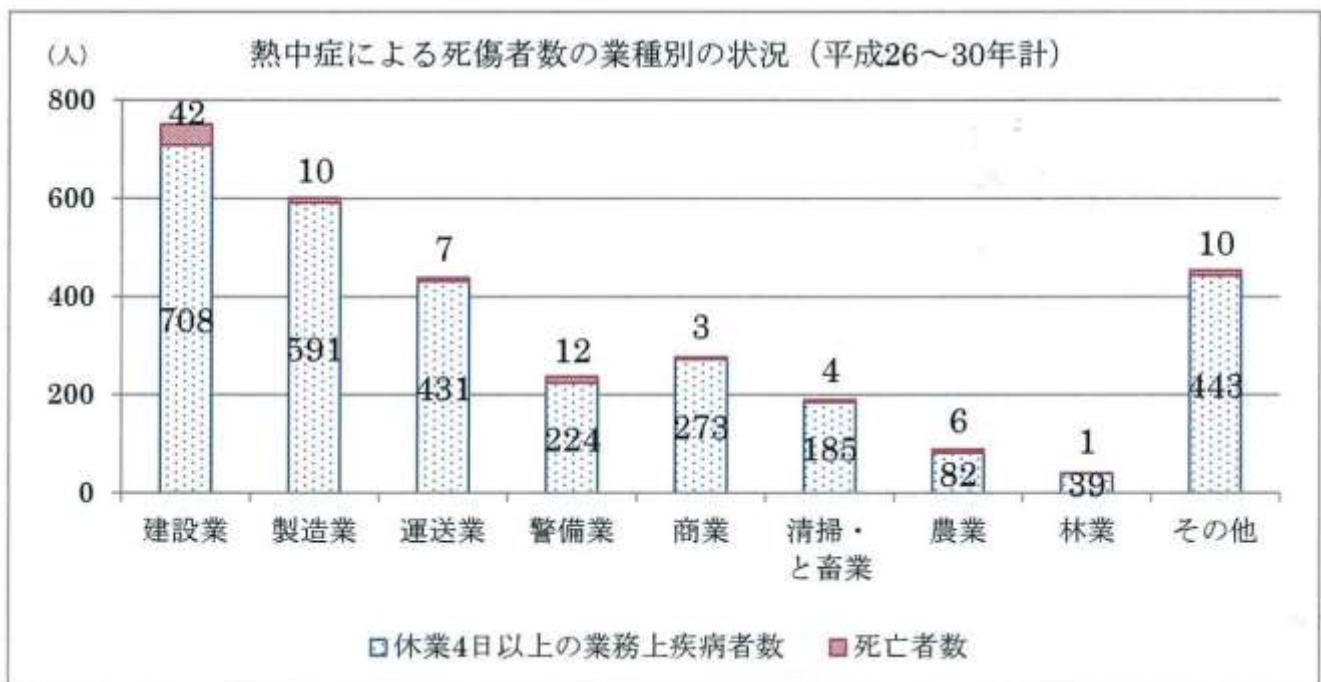
※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

職場における熱中症による死傷者数の推移



2 業種別発生状況（平成 26～30 年）

過去5年間（平成26～30年）の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約4割がこれらの業種で発生している。なお、平成30年の業種別の死亡者数をみると、建設業が最も多く、全体の約4割（10人）が建設業で発生している。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況（平成26～30年）

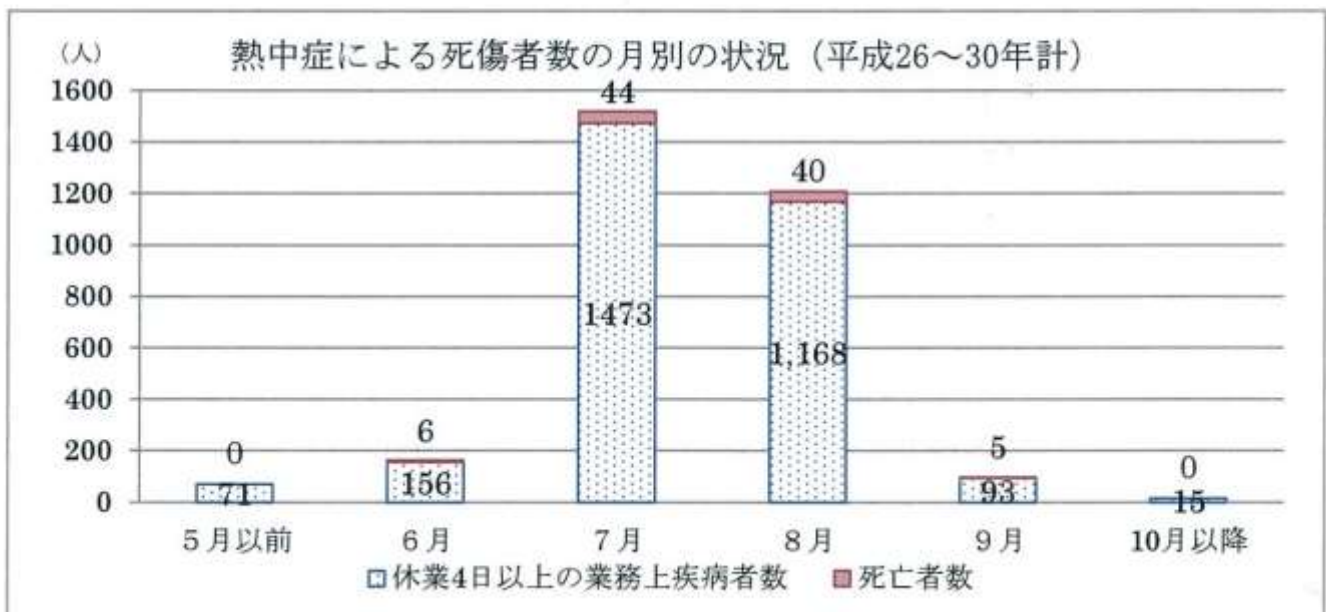
過去5年間（平成26～30年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割が7月及び8月に発生している。

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成26～30年） (人)

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年	19 (0)	25 (0)	264 (9)	222 (5)	13 (0)	1 (0)	544 (14)
平成30年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
計	71 (0)	162 (6)	1,517 (44)	1,208 (40)	98 (5)	15 (0)	3,071 (95)

※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※ ()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 26～30 年)

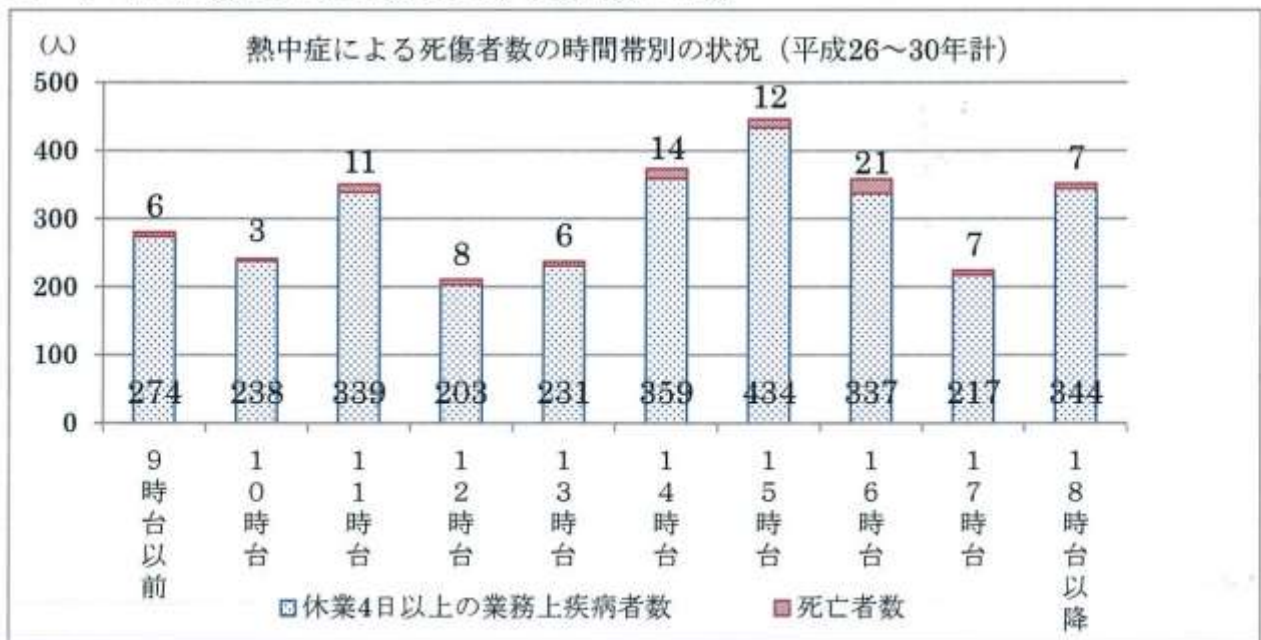
過去 5 年間 (平成 26～30 年) の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、11 時台及び 14～16 時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 26～30 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成 28 年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
平成 29 年	47 (0)	41 (1)	67 (3)	33 (1)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	69 (4)	35 (2)	63 (0)	544 (14)
平成 30 年	114 (5)	103 (1)	124 (1)	80 (4)	79 (1)	155 (4)	154 (4)	141 (6)	82 (0)	146 (2)	1,178 (28)
計	280 (6)	241 (3)	350 (11)	211 (8)	237 (6)	373 (14)	446 (12)	358 (21)	224 (7)	351 (7)	3,071 (95)

※ 「9 時台以前」は 0 時から 9 時台まで、「18 時台以降」は 18 時から 23 時台までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



～高齢者の雇用の安定のために～

65歳までの「高齢者雇用確保措置」

定年年齢を65歳未満としている事業主は、次の①から③の措置
(高齢者雇用確保措置)のいずれかを実施してください!!

- ① 65歳までの定年年齢引き上げ
- ② 希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度を導入※
- ③ 定年制の廃止

【継続雇用制度とは】

継続雇用制度

現に雇用している高齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度で、次のようなものがあります。

- ・ 再雇用制度 : 定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- ・ 勤務延長制度 : 定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

平成25年3月31日までは、継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で対象者の選定基準を設けることが可能でした。



高齢者雇用安定法の改正により、平成25年4月1日から、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止され、継続雇用制度を導入する場合は希望者全員を対象とすることが必要となりました!!希望者全員とは、定年後も引き続き働きたいと希望する全員です。

※ 就業規則に定める解雇・退職事由(年齢に係るものを除く)に該当する場合には、継続雇用しないことができます。ただし、継続雇用しないことについては客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられます(高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針)。

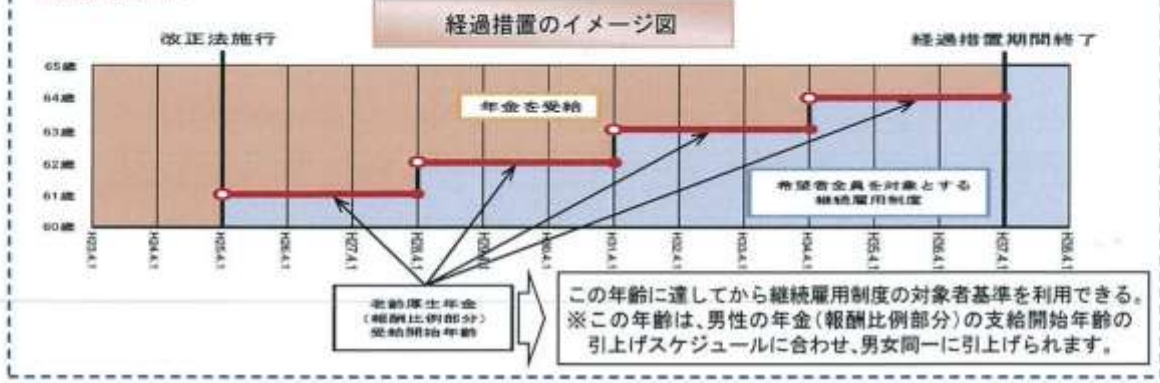
ただし、平成25年3月31日までに、継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で設けていた場合は、以下の経過措置が認められています(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第3項)。

平成25年4月1日～平成28年3月31日・・・61歳以上※の人に対して
 平成28年4月1日～平成31年3月31日・・・62歳以上※の人に対して
 平成31年4月1日～平成34年3月31日・・・63歳以上※の人に対して
 平成34年4月1日～平成37年3月31日・・・64歳以上※の人に対して

継続雇用の対象者を限定する基準を適用することができます

※継続雇用の契約期間満了時点の満年齢又は定年退職日の満年齢

★平成28年4月1日からは継続雇用の対象者を限定する基準を適用することができる年齢が62歳以上となりましたのでご注意ください。



就業規則の記載例（参考）

① 「定年の引き上げ」を行う場合

第〇条 従業員の定年は満65歳とし、65歳に達した年度の末日をもって退職とする。

② 「継続雇用制度」を導入する場合

パターン①【希望者全員を65歳まで継続雇用する場合】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については65歳まで継続雇用する。

パターン②【経過措置を利用する場合】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した月の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当しない場合であって、労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用する。

- (1) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (2) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (3) ○○○○

この場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行う者とする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳



上に示す記載例は、あくまで参考を示すものであり、就業規則を作成・変更する際は、労使で十分協議の上、各企業の実情に応じたものとなるようにしてください。

就業規則を作成・変更した場合は、労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）の意見書を添えて、管轄の労働基準監督署に届け出てください。ただし、常時雇用する労働者が10人未満の事業所については届出の必要はありません。

就業規則の労働基準監督署への届け出

就業規則を変更した場合、①就業規則変更届 ②意見書 ③就業規則の変更部分を、所在地を管轄する労働基準監督署へ届け出なければなりません。労使協定書そのものは届け出る必要はありません。なお、「再雇用規定」「嘱託社員就業規則」など、別規定を作成した場合も届け出が必要です。

①

就業規則変更届

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を変更いたしましたので、意見書を添付のうえ提出します。

労働保険番号
業種
労働者数 (臨時・パート含む) 人
事業所の所在地
事業場の名称
使用者職氏名 印

②

意見書

平成 年 月 日
殿

平成 年 月 日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

.....
.....
.....

労働者代表 印

③

就業規則変更部分 (例)

新	旧
<p>第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。</p>	<p>第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定により定められた基準を満たした者については65歳まで継続雇用する。</p>

意見書について

就業規則を作成し、または変更した場合には、労働者の過半数で組織する労働組合(過半数労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)の意見を記した書面(意見書)を添付して、管轄する労働基準監督署へ届け出なければなりません。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局 (大洋株式会社内) 鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp